

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係） 新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－３ 事務運営 Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理 Ⅱ－２－３－１－２ 監督手法・対応 (1) (略) (2) 障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式１）にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和７年５月２８日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式１）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式２）による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」参照）。</u>	Ⅱ 全ての種別の資金移動業者に共通する監督上の評価項目 Ⅱ－２ 業務の適切性等 Ⅱ－２－３ 事務運営 Ⅱ－２－３－１ システムリスク管理 Ⅱ－２－３－１－２ 監督手法・対応 (1) (略) (2) 障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を当局宛てに報告を求めるとともに、「<u>障害等発生報告書</u>」（別紙様式１）にて当局宛て報告を求めるものとする。

改正案	現行
また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。 なお、財務局は資金移動業者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、資金移動業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 資金移動に関する業務に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ロ. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の店舗においてシステム障害により資金の受払いができなくなった場合であっても、近隣店舗によって対応が可能な場合）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ② (略)	また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について行うこととする。 なお、財務局は資金移動業者より報告があった場合は直ちに金融庁担当課室宛て連絡することとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、資金移動業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 イ. 資金移動に関する業務に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの ロ. その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部の店舗においてシステム障害により資金の受払いができなくなった場合であっても、近隣店舗によって対応が可能な場合）を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、利用者や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められるときは、報告を要するものとする。 ② (略)

改正案	現行
③ (略) (3) ~ (4) (略)	③ (略) (3) ~ (4) (略)